

屋外広告物の取組

(目次)

(1) 取組の背景と目的

- ①取組の背景
- ②取組の目的

(2) 令和3年度の取組内容

- ①規制誘導方針案の検討
- ②規制内容案の検討
 - a.ベース規制
 - b.重点規制
 - c.その他

(3) 今後の取組の方向性

(目次)

(1) 取組の背景と目的

- ①取組の背景
- ②取組の目的

(2) 令和3年度の取組内容

- ①規制誘導方針案の検討
- ②規制内容案の検討
 - a.ベース規制
 - b.重点規制
 - c.その他

(3) 今後の取組の方向性

①取組の背景

- ・大阪府屋外広告物条例に基づき規制しており、本市景観計画と整合が図れていない。
- ・特に商業系用途地域や幹線道路沿道のほか、景観計画上の重点地区である「景観形成地区」においても、景観に配慮されていない屋外広告物が多くみられ、広告物の数量や面積、色彩が過度な傾向にある。

●商業系用途地域

阪急茨木市駅周辺（永代町）



阪急茨木市駅周辺（永代町）



JR茨木駅周辺（駅前一丁目）



中央通り（大手町）



●幹線道路沿道

国道171号（三島丘一丁目）



府道2号 中央環状線（高浜町）



②取組の目的

・景観計画と整合した屋外広告物の誘導を図り、地区の特性に応じて建築物等と一体となった魅力ある景観形成を目指す。

●本市独自の屋外広告物条例の制定・景観計画への反映

地区の特性に応じた規制基準

●地区の特性イメージ

商業系用途地域

拠点・駅前
快適性・にぎわい
など

幹線道路沿道

眺望
統一感
など

- ・
- ・
- ・

規制基準 の設定

屋外広告物ガイドラインの策定

ガイドラインは、屋外広告物の規制基準についてのわかりやすい解説版として策定します。また、許可申請手続きについても記載します。

参考事例：枚方市屋外広告物ガイドライン

参考事例：高槻市屋外広告物ガイドライン

(3) B 歴史的景観

該当する場所	西田街道沿いの地域、高槻地域、高槻城跡周辺等
屋外広告物の方針	歴史的建築物との統一感を図ること、地域の個性を活かしたまちなみを形成します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建築物に屋外広告物を設置する場合は、建築デザインと統一感を図った、落ち着いた色や低彩度色を使用してください。 新たな建築物に設置する場合についても、歴史的な建築物に設置する場合と同様、地域の個性を活かしたデザイン等を工夫してください。

良い事例も盛り込み、良好な屋外広告物の誘導ツールとして活用します。

景観計画への反映・条例の制定

■景観計画・屋外広告物条例に記載を検討する項目

・地区ごとの規制基準（数量、面積、色彩など）

(目次)

(1) 取組の背景と目的

- ①取組の背景
- ②取組の目的

(2) 令和3年度を取組内容

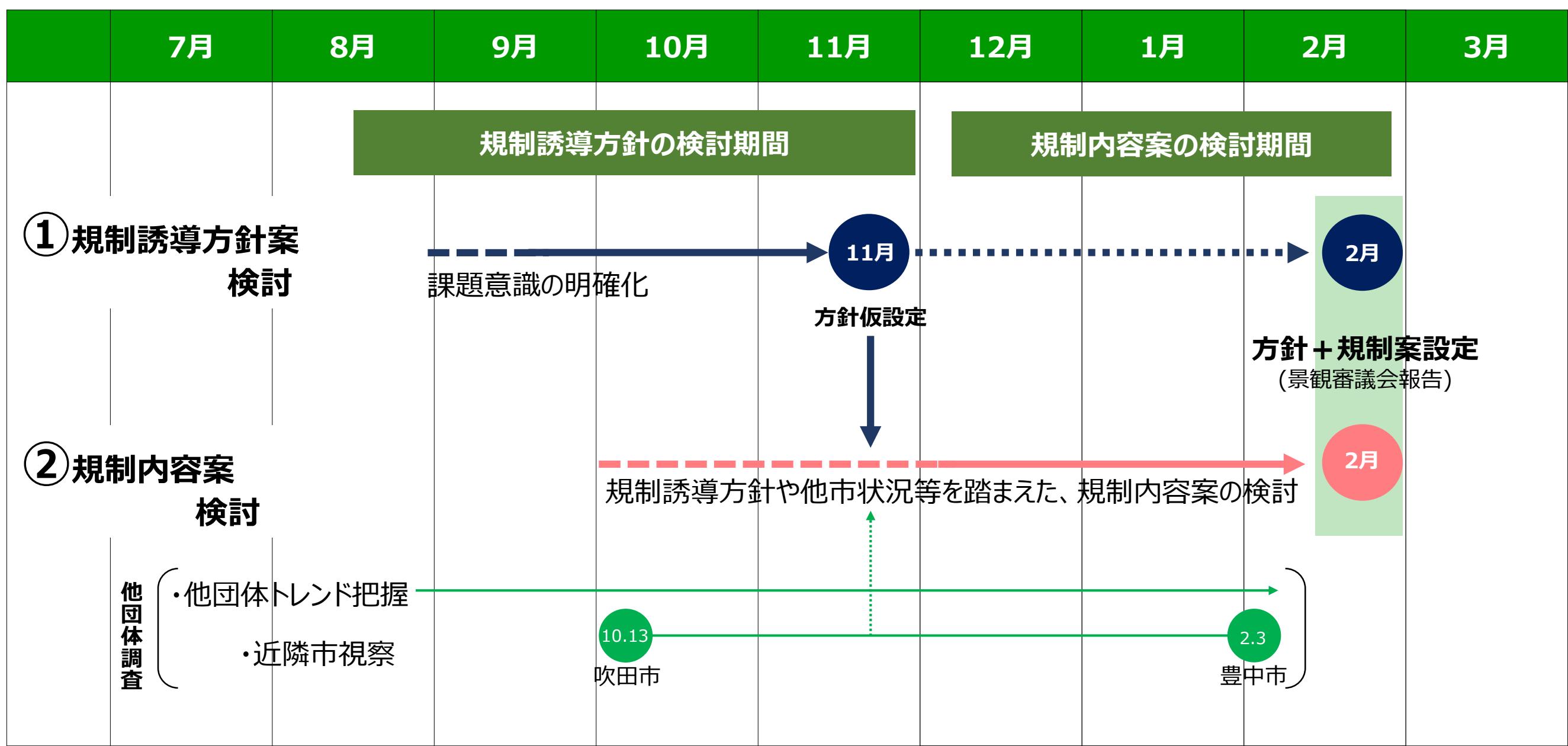
- ①規制誘導方針案の検討
- ②規制内容案の検討
 - a.ベース規制
 - b.重点規制
 - c.その他

(3) 今後の取組の方向性

令和3年度の取組内容

課題意識を明確化し、①本市における屋外広告物の規制誘導方針案を検討・設定する。
また、②方針案を踏まえた具体的な規制内容案の検討を進める。

<実施スケジュール>

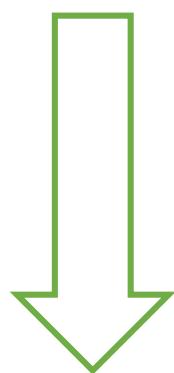


①規制誘導方針案の検討

令和2年度現況調査等を踏まえた課題意識への対応を図るため、本市における屋外広告物の規制誘導方針案を設定する。

<実施概要>

課題意識	1	現行の規制内容は、精緻に設定されている反面、 複雑な構成 となっている。
	2	景観計画との整合 が図られていない点がある。



<主な考慮事項>

茨木市景観計画

景観審議会におけるご意見、ご指摘

本市における屋外広告物の規制誘導方針案

I	わかりやすく、メリハリのある 規制内容となるよう再整理する。
II	現行の規制内容を継承することを基本に、 景観計画との整合 の観点から必要な規制を加える。

<課題意識>

※令和2年度現況調査結果等を踏まえて、課題意識を明確化

課題意識 1

現行の規制内容は、精緻に設定されている反面、**複雑な構成**となっている。

※複雑な構成となっていると思われる主な例

(区域関係)

- ・9区分の区域設定

(規制内容関係)

- ・路線型表示制限区域では、さらに指定路線からの距離別規制を実施

課題意識 2

景観計画との整合が図られていない点がある。

※市景観計画との不整合が生じていると思われる主な例

(市域全域)

- ・建物の壁面全面に屋外広告物掲出が可能
- ・特に幹線道路沿道において、規模の大きい広告物が掲出
- ・調整区域（171号以北）における自家用独立広告物が無規制

(景観形成地区)

- ・景観形成地区が屋外広告物条例上の重点地区になっていない。

<本市における屋外広告物の規制誘導方針案>

※課題意識への対応を図る観点から、規制誘導方針案を設定

誘導方針 Ⅰ

わかりやすく、メリハリのある規制内容となるよう再整理する。

⇒ 方針を踏まえた、規制内容の方向性（詳しくは後述）

- ① 規制区域を、現行の9区分から4区分に整理・統合する。
- ② 非自家用広告物の制限を再編する。

誘導方針 Ⅱ

現行の規制内容を継承することを基本に、**景観計画との整合**の観点から必要な規制を加える。

⇒ 方針を踏まえた、規制内容の方向性（詳しくは後述）

- ① **屋上広告物**について、山並み景観及び沿道景観等の保全の観点から、規制を加える。
- ② **地上広告物**について、沿道景観等の保全の観点から、高さ及び総量規制を導入する。
- ③ **突出広告物**について、アイレベル景観へ配慮する観点から、規制を導入する。
- ④ **壁面広告物**について、景観計画の取組と整合を図る観点から、総量規制を導入する。
- ⑤ **景観形成地区**において、地区の特性に応じた重点規制を実施する。

②規制内容案の検討

規制誘導方針案を踏まえて、具体的な規制内容案を検討する。

<実施概要>

規制誘導 方針案	I	わかりやすく、メリハリのある規制内容となるよう再整理する。
	II	現行の規制内容を継承することを基本に、 景観計画との整合 の観点から必要な規制を加える。



<参考とした事項>

《参考1》 近年（過去5年間）に条例制定した団体の規制トレンド

《参考2》 近隣市の規制内容や運用

規制内容案

項目名	概要
① ベース規制（市域全域）	市域全域を対象としたベースとなる規制内容
② 重点規制（景観形成地区）	景観形成地区における重点的な規制内容
③ その他	適用除外規定、経過措置等

規制内容案の検討にあたり参考とした事項

《参考1》近年（過去5年間）に条例制定した団体の規制トレンド

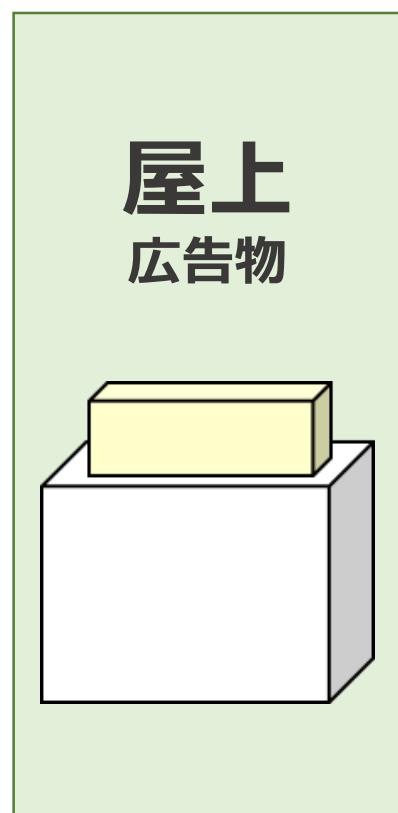
過去5年間に独自条例を制定した団体等の規制概要を調査・整理し、近年の規制トレンドを把握することで、本市規制内容案検討の参考とする。

<実施概要>

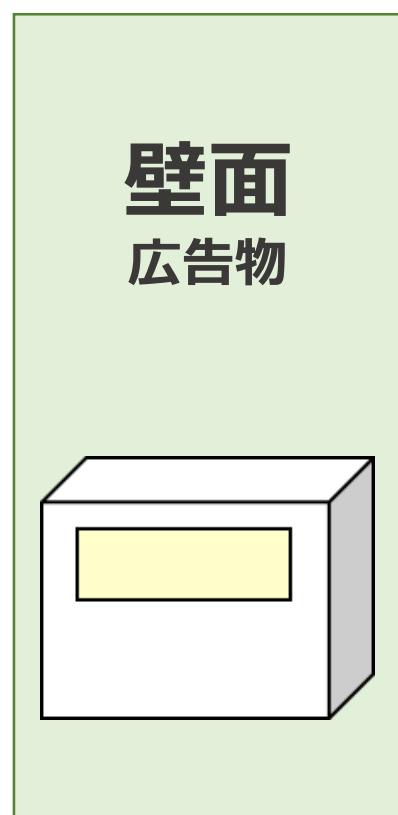
項目	内容
対象	過去5年間に独自条例を制定された 23団体 対象団体抽出基準 以下の条件に合致する団体 ・条例名称：「屋外広告物条例」 ・制定期間：平成28年1月1日～令和3年9月30日
方法	広告物種別（屋上/壁面/突出/地上）の規制概要を調査・類型化する。 主な調査事項 1.総量規制 2.高さ規制 3.建物壁面からの突出規制 4.広告物の個数規制 5.色彩規制 など
結果	屋上&壁面 団体間で規制手法等にばらつきがある。（次頁参照） 突出 壁面からの突出幅で規制している事例が多い。 地上 表示面積及び地上からの高さを規制している事例が多い。
スケジュール	令和3年8月～：調査実施

<広告物種類別の規制トレンド (屋上・壁面)>

現行の規制
(自家用-許可区域)



1.総量	半数程度の団体が規制実施 (表示面積ベース又は壁面の一定割合ベースによる規制)	なし
2.高さ	ほとんどの団体が規制実施 (地上高や本体高さ、縦横比など様々なパターンあり)	広告物の縦幅規制 (建物高さの2/3以内)
3.突出	半数程度の団体が規制実施 (建物壁面の垂直線からはみ出さない)	なし
4.個数	実施事例は少ない。	なし
5.色彩	実施事例は少ない。	なし



1.総量	ほとんどの団体が規制実施 (表示面積ベース又は壁面の一定割合ベースによる規制)	なし
2.高さ	実施事例は少ない。 (広告物上端の地上からの高さ規制)	広告物の縦幅規制 (建物高さの範囲内)
3.突出	半数程度の団体が規制実施 (外壁からはみ出さない)	なし
4.個数	実施事例は少ない。	なし
5.色彩	実施事例は少ない。	なし

<主なヒアリング結果>

規制内容 (ベース規制)

いずれの市も…

区域 用途地域別の3段階（重点/一般/緩和）で区域設定

対象 移動広告物（車両・電車）を規制

内容 (1)総量規制を実施

屋上…重点地区のみ（壁面の一定割合以下）

壁面…全地区（面積&壁面の一定割合以下）

(2)突出広告物の規制を実施

経過措置 (条例制定時)

府条例から市条例への移行により、市条例の規定に適合しなくなるもの の取り扱いは…

吹田市 変更または改造を行うときまでは掲出可能

豊中市 改修や除却等が容易でないと認めるときは掲出可能

協議フロー

いずれの市も、新規・変更許可申請に先立ち、事前協議制度を実施

規制内容案の概要

a. ベース規制（市域全域）

1. 区域の整理・統合

2. 広告物種類別の規制内容

b. 重点規制（景観形成地区）

c. その他

1. 適用除外規定

2. 経過措置及び補助制度

3. 協議フロー

1. 区域の整理・統合

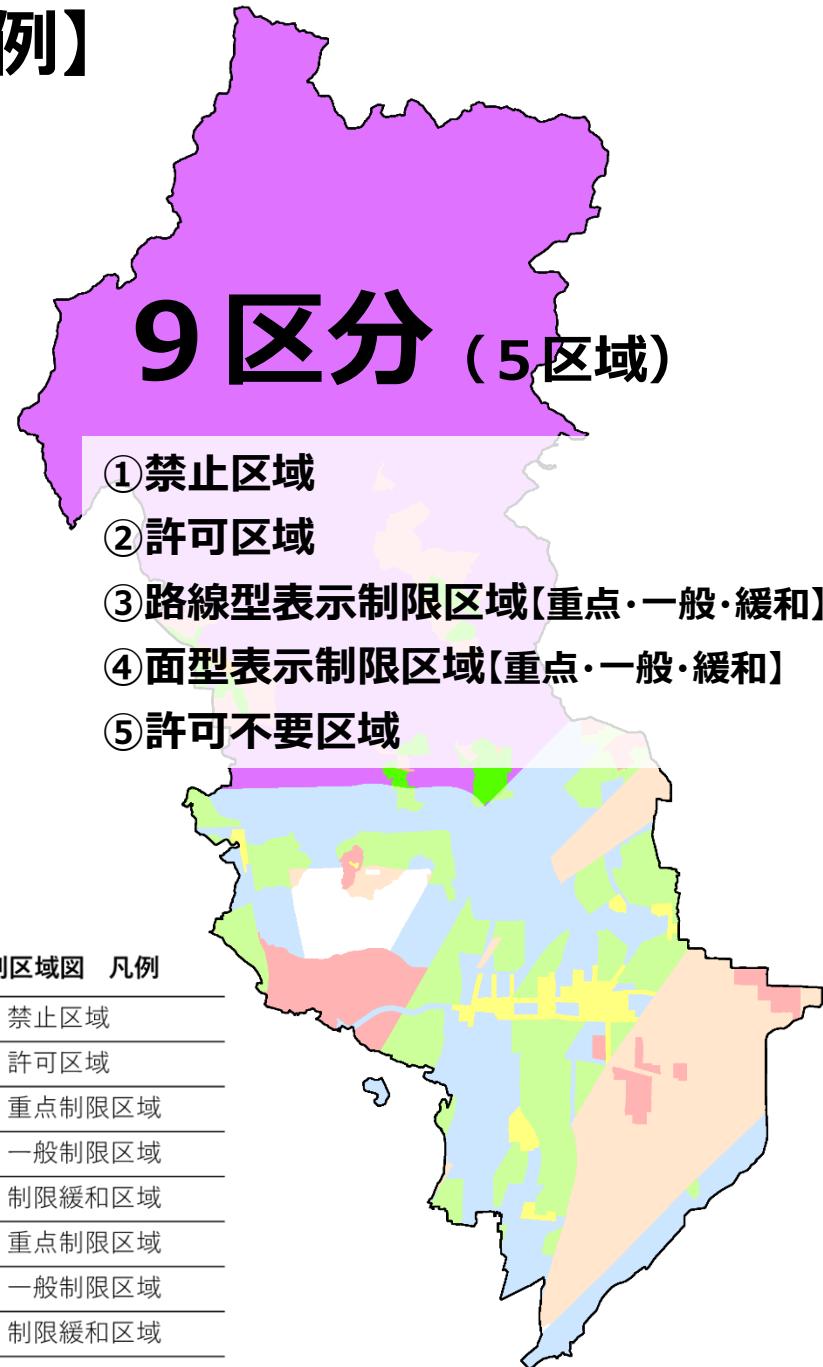
- 変更点①** 区分の整理及び区域名称の変更を行う。
- 変更点②** 許可不要区域をなくし、
市全域を許可区域か禁止区域のいずれかとする。
- 変更点③** 非自家用広告物の掲出を禁止する路線を指定する。
- 変更点④** 第二種低層住居専用地域を禁止区域に編入する。
- 変更点⑤** 国道171号以北の市街化調整区域を、
規制が強い第1種区域に位置づける。

〔変更点①〕 区分の整理 (9区分⇒4区分) 及び区域名称の変更を行う。

府条例の区域設定の意図は継承しながら、現行の9区分から、4区分に整理・統合する。

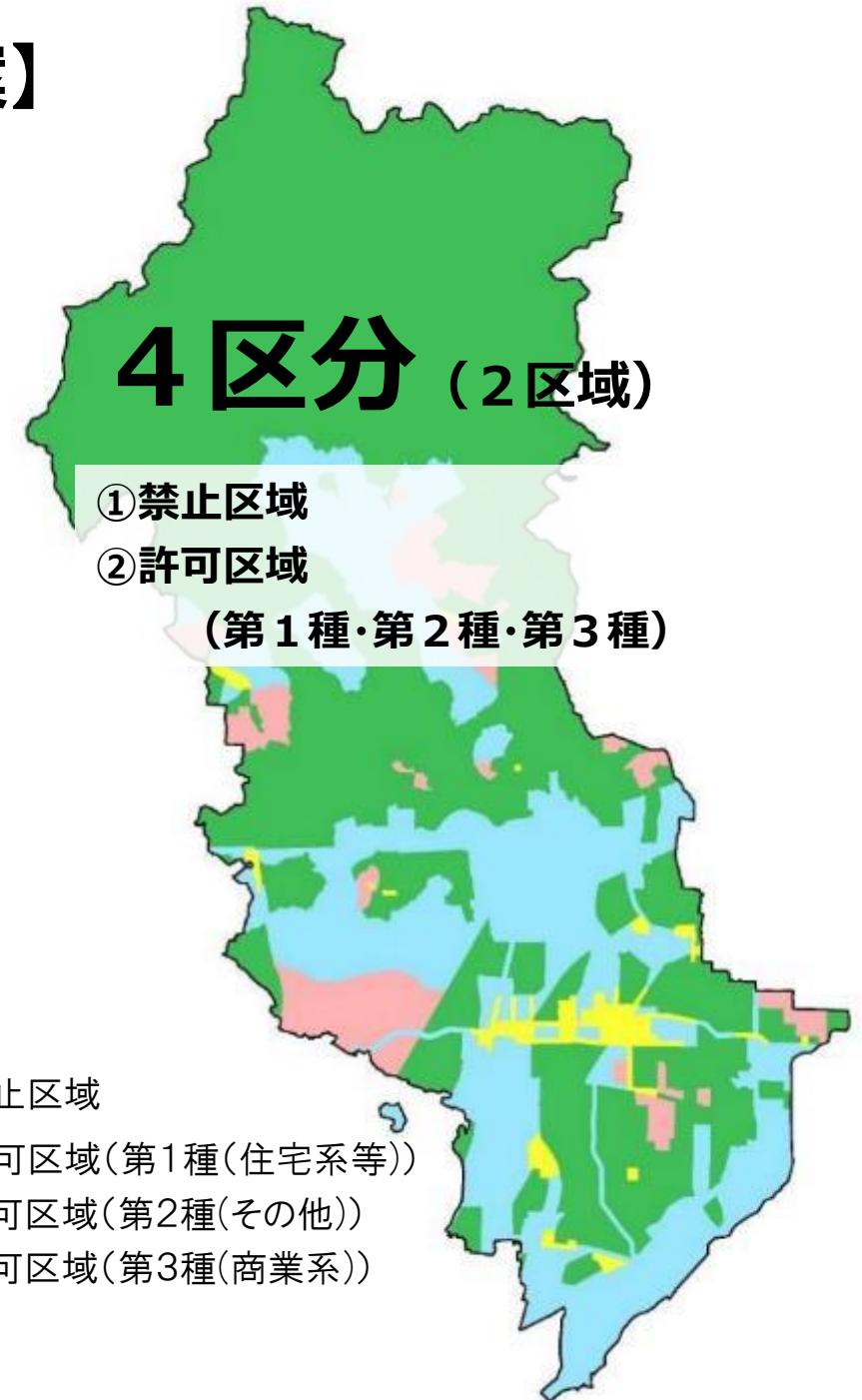
※区域の名称については、景観形成地区においてより重点的な規制を行うこととの整合を図るため、
 現行の「重点・一般・緩和」から「第1種(住宅系等)・第2種(その他)・第3種(商業系)」に変更

【府条例】



変更点①

【規制案】



<規制案>

府条例と同様、都市計画用途地域を基本として、各規制区域を区分する。

名称	禁止区域 (※)	許可区域 (ベース規制)		
		第1種区域 (住宅系等)	第2種区域 (その他)	第3種区域 (商業系)
用途 地域	低層住居専用地域	中高層住居専用地域 市街化調整区域 (山間部等)	その他の地域	商業系用途地域
	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住専地域 ・第二種低層住専地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種中高層住専地域 ・第二種中高層住専地域 ・市街化調整区域 (国道171号以北) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・市街化調整区域 (国道171号以南) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域 ・近隣商業地域
規制内容 (イメージ)	適用除外以外は掲出不可とする。	住居専用地域又は北摂山系などに位置することを踏まえ、規制内容としては最も強いイメージ	禁止区域、第1種、第3種以外の区域であり、一般的な規制のイメージ	商業的活力との調和を図る観点から、規制内容としては最も柔軟なイメージ

(※) 低層住居専用地域以外にも、重要文化財や古墳・墓地等を指定する。
(その他の禁止規定は、基本的に府条例の規定を継承する方針)

【変更点②】 景観計画との整合を図るため、**許可不要区域をなくし、市全域を禁止区域か許可区域のいずれかとする。**

【方向性】市域全域を景観計画区域として、良好な景観形成を図る本市景観計画との整合を図るため、屋外広告物規制においても、許可不要区域をなくし、市全域を禁止区域か許可区域のいずれかとする。

【府条例】

許可区域となる区域が個別列挙で指定されている結果、禁止区域にも許可区域にも該当しない**無規制の空白地帯（許可不要区域）**が存在する。

(許可区域 ※個別に指定)

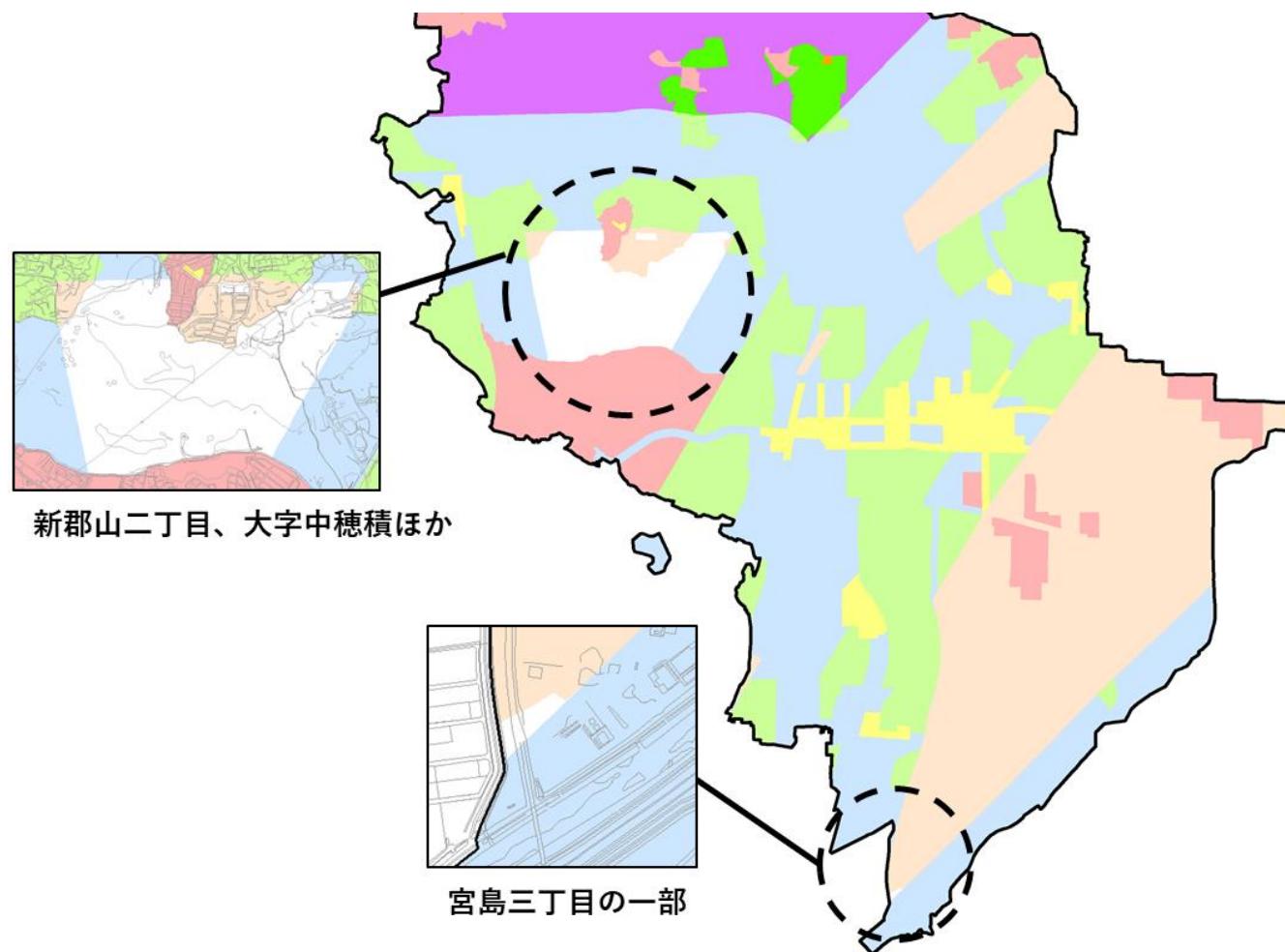
- ・第二種低層住居専用地域、第一、二種中高住居専用地域
- ・北摂山系区域隣接区域
- ・国道、府道、幅員16m以上の道路、鉄道等から両側500mまでの地域 など

【規制案】

許可区域を『禁止区域を除く市域全域』とし、**市域全域を禁止区域か許可区域のいずれかとする。**

(許可区域 ※包括的に指定)

禁止区域を除く市域全域



【判断要因】

○市域全域を対象に、良好な景観形成を図ることとしている本市景観計画との整合

【変更による効果】

現状の空白地帯は、第2種区域に区分される見込み

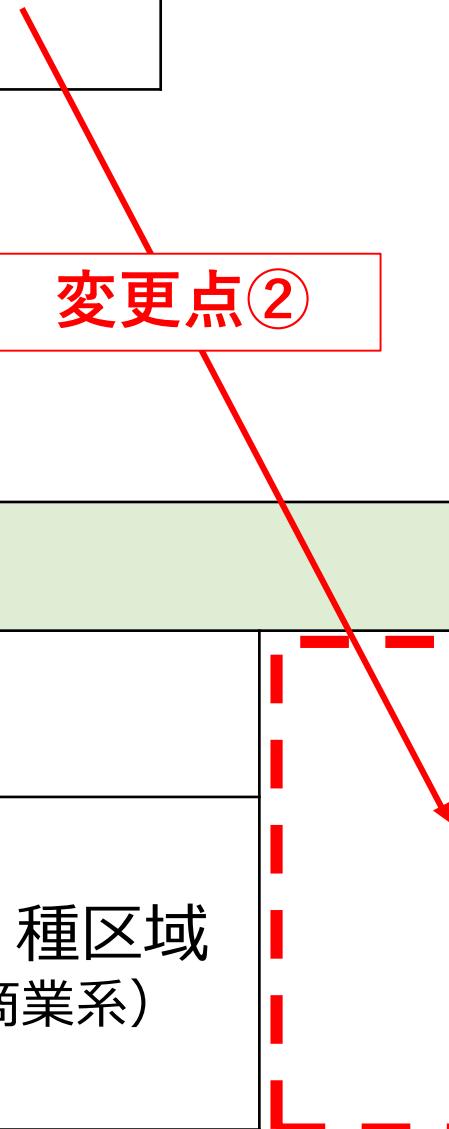
<府条例からの変更点 ~市域全域を禁止又は許可区域とする~>

府 条 例	区域構成（9区分）							
	禁止 区域	許可区域					許可不要 区域	
		許可 区域	面 型			路 線 型		
			重点	一般	緩和	重点		一般



変更点②

規 制 案	区域構成（4区分）				
	禁止 区域	許可区域			
		第1種区域 (住宅系等)	第2種区域 (その他)	第3種区域 (商業系)	



【変更点③】 ベース規制を補完するものとして、**非自家用広告物の掲出を禁止する路線を指定する。**

【方向性】府条例の路線型表示制限区域（非自家用広告物に対する禁止措置等）の考え方を継承し、指定路線から100mの範囲で非自家用広告物の掲出を禁止する。 ※第3種区域は除く

【府条例（路線型表示制限区域）】

指定路線からの500m未満の範囲
において、非自家用の掲出禁止措置等

【規制案】

指定路線から100m未満の範囲において、非自家用の掲出を禁止

- 幹線道路等における沿道景観を保全する観点からの禁止措置であり、視認性等を踏まえると、禁止範囲は100m未満で十分と想定する。
- 本市の道路環境をふまえると、幹線道路沿道には中高層建築物が立ち並び、100m先まで見通しがきく箇所は限られている。
- 近隣市において、同様の指定を行っている事例がある。

地域区分	形式		自家用以外の広告物			
			道路からの距離			
			50m未満	50m以上100m未満	100m以上200m未満	200m以上500m未満
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内			
		よこ	建物の幅の範囲内			
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内			
		よこ	建物の幅の範囲内			
その他の広告物等	表示面積	50㎡以内		100㎡以内		
	地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）				
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内			
		よこ	建物の幅の範囲内			
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内			
		よこ	建物の幅の範囲内			
	その他の広告物等	表示面積	30㎡以内		40㎡以内	
		地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）			
	重点制限区域	屋上広告物	たて	掲出できません		
よこ			掲出できません			
壁面広告物		たて	掲出できません			
	よこ	掲出できません				
その他の広告物等	表示面積	7㎡以内		7㎡以内		
	地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）				
重点制限区域	屋上広告物	たて	掲出できません			
		よこ	掲出できません			
	壁面広告物	たて	掲出できません			
よこ		掲出できません				
その他の広告物等	表示面積	7㎡以内		7㎡以内		
	地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）				



(イメージ写真) 沿道から100mの範囲

<府条例からの変更点 ~非自家用広告物掲出禁止路線の指定>

府条例	禁止区域	許可区域						
		一般の許可区域	面型表示制限区域			路線型表示制限区域		
			重点	一般	緩和	重点	一般	緩和
原則、屋外広告物の掲出禁止する区域	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">自家用・非自家用広告物の縦幅・横幅の規制等を行う。</p>						路線から500m未満の範囲における、非自家用広告物の掲出禁止措置等	



変更点③

規制案	禁止区域	許可区域 (ベース規制)		
		第1種	第2種	第3種
原則、屋外広告物の掲出を禁止する区域	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">自家用・非自家用広告物の縦幅・横幅の規制等を行う。</p>			

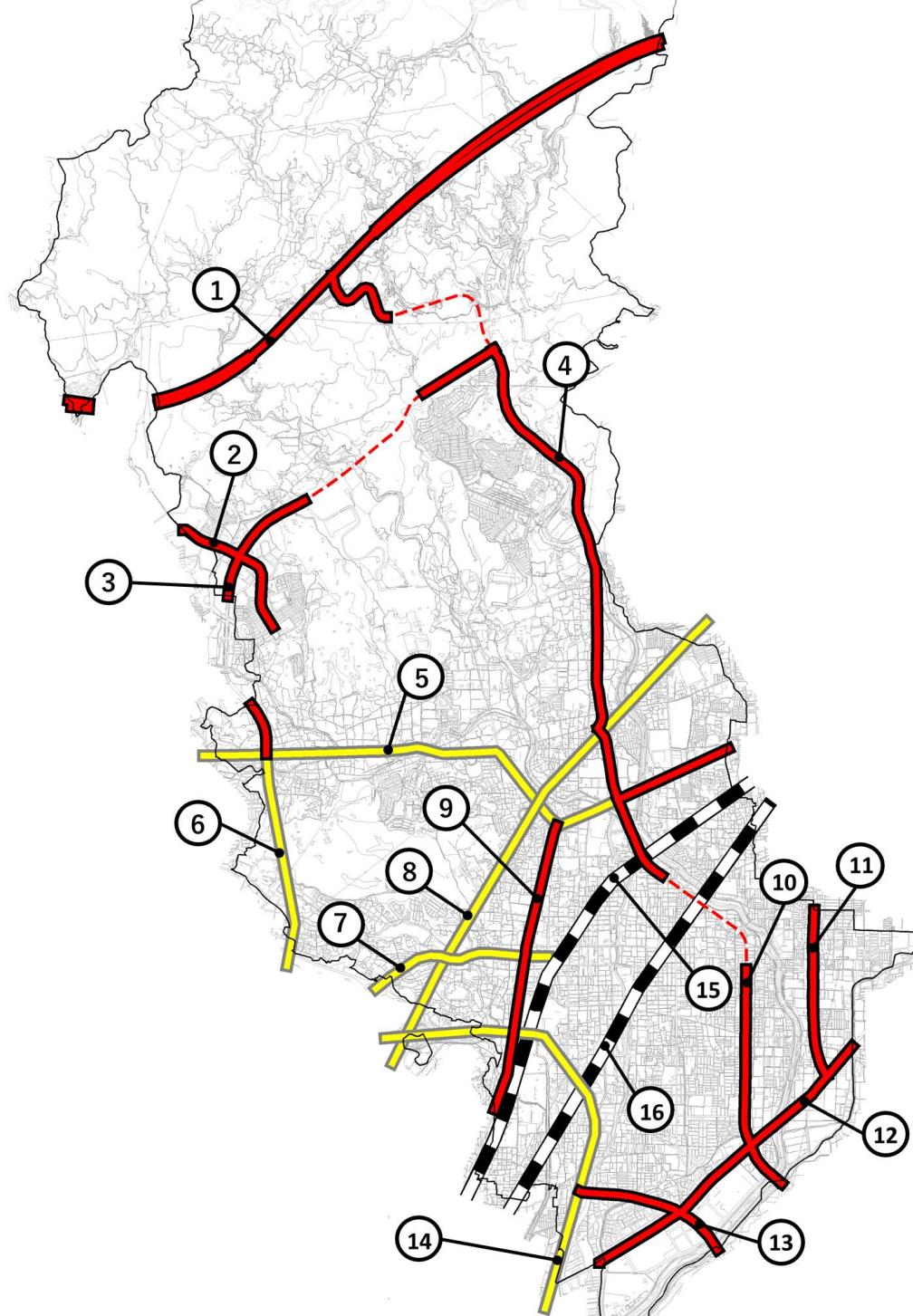
非自家用広告物掲出禁止路線
路線から100m未満の範囲における、非自家用広告物の掲出禁止措置

※非自家用広告物掲出禁止路線

路線数 … 16路線 (府条例における市内路線7路線に、9路線を新たに追加)
 規制範囲 … 100m未満 (府条例における規制範囲500mから範囲を限定)

<非自家用広告物掲出禁止路線 指定基準 (案) >

府条例の表示制限路線をベースに、
車線数が4以上の幹線道路等を追加する。



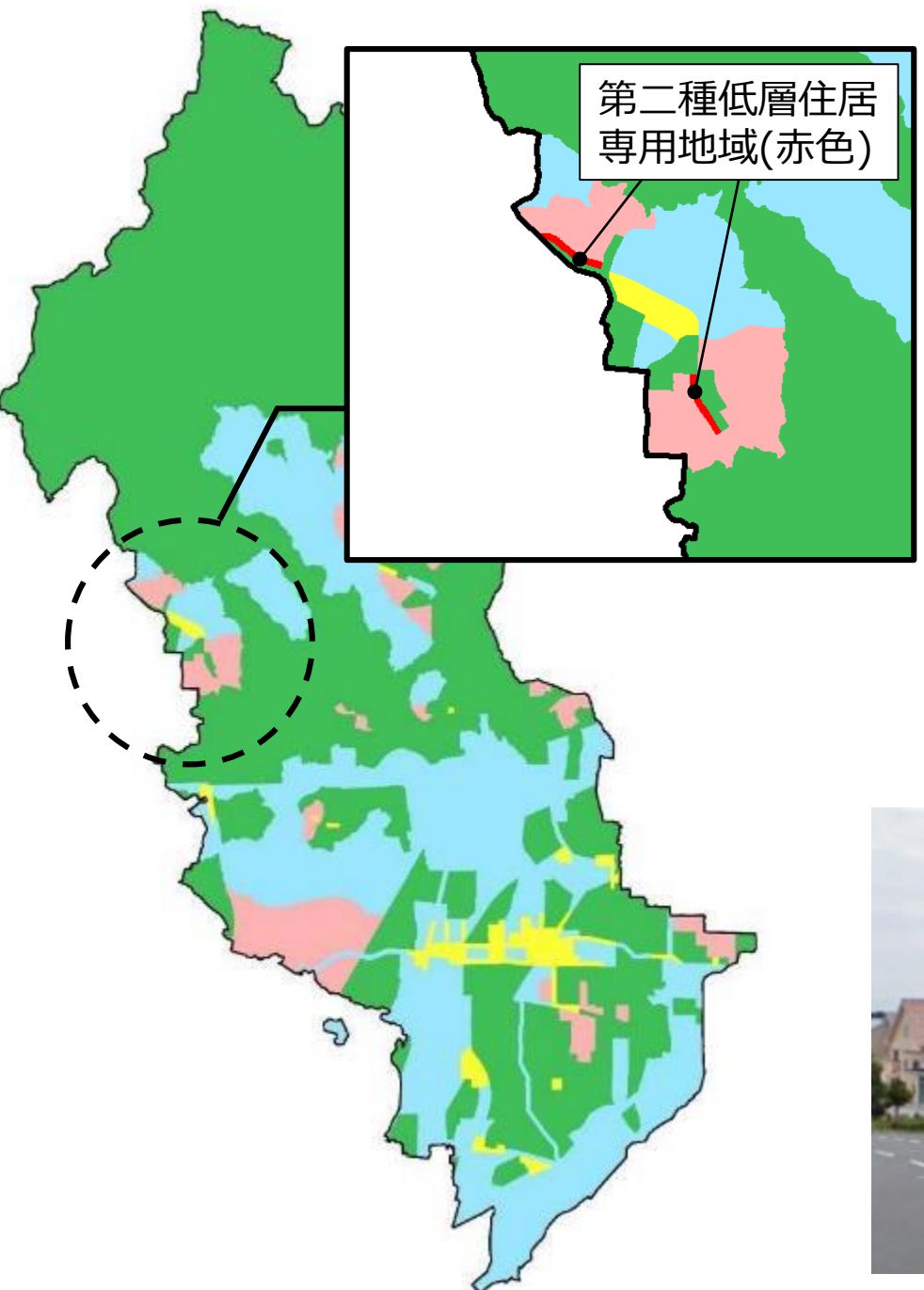
※各路線のうち、未供用区間（点線）は除く

	路線名	追加
①	新名神高速道路	○
②	(都)国文都市4号線	○
③	(都)箕面丘陵線 ※彩都あさぎ一丁目～彩都あかね	○
④	(都)耳原大岩線+(都)大岩線	○
⑤	国道171号	
⑥	茨木摂津線(府道1号) ※宿久庄五丁目～南春日丘七丁目	
⑦	南千里茨木停車場線(府道129号)	
⑧	名神高速道路	
⑨	大阪高槻京都線(府道14号) ※国道171号との交点～宇野辺二丁目	○
⑩	(都)茨木寝屋川線	○
⑪	鳥飼八丁目富田線(府道133号) ※鮎川二丁目～府道14号との交点	○
⑫	大阪高槻京都線(府道14号) ※都市計画道路十三高槻線の部分	○
⑬	(都)千里丘寝屋川線	○
⑭	大阪中央環状線	
⑮	J R 東海道本線	
⑯	阪急電鉄京都線	

【変更点④】 第二種低層住居専用地域を禁止区域に編入する。

【方向性】「主として、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」である第二種低層住居専用地域の良好な環境を保持するため、同地域を禁止区域とする。

※府条例では重点制限区域（第1種相当）⇒禁止区域へ



【判断要因】

- 良好な住居環境の保護に対する措置として必要と考える。
- 現状、規模の大きい屋外広告物の掲出は確認できない。

【変更による効果】

禁止区域とすることで、第1種区域とする場合と比べて…

- 屋外広告物の掲出が不可となる。

※適用除外広告物（自家用7㎡以下等）は除く

▼本市内の二低専の様子



▼近隣他市における二低専の扱い

吹田市	禁止区域
豊中市	禁止区域
箕面市 (大阪府条例)	重点制限区域
高槻市	重点制限区域
枚方市	重点制限区域

【変更点⑤】 一般国道171号以北の市街化調整区域を、規制が強い第1種区域に位置づける。

【方向性】 山並み景観を守る観点から、一般国道171号以北の市街化調整区域を、第1種区域に位置付け、地上広告物の規制内容を強化する。

※府条例では一般制限区域（第2種相当）⇒ 第1種区域へ

国道171号以北の
市街化調整区域（赤色）



▲山間部の非自家用広告物

【判断要因】

- 山並み保全の観点から、山間部等での乱立を防ぐ必要がある。
- 現状、屋外広告物の掲出は少ない。

【変更による効果】

第1種区域とすることで、第2種区域とする場合と比べて…

○地上広告物の規制内容が強化

（第1種区域） 20㎡以内、かつ高さ10m以内

（第2種区域） 30㎡以内、かつ高さ15m以内

<府条例からの変更点 ~用途地域別の指定~>

府 条 例	禁止区域	面型・路線型表示制限区域		
		重点	一般	制限
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住専地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第二種低層住専地域</u> ・ 第一種中高層住専地域 ・ 第二種中高層住専地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ <u>市街化調整区域</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域

変更点④

変更点⑤



規 制 案	禁止区域	許可区域 (ベース規制)		
		第1種区域	第2種区域	第3種区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住専地域 ・ <u>第二種低層住専地域</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種中高層住専地域 ・ 第二種中高層住専地域 ・ <u>市街化調整区域 (国道171号以北)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ <u>市街化調整区域 (国道171号以南)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域

規制内容案の概要

a. ベース規制（市域全域）

1. 区域の整理・統合

2. 広告物種類別の規制内容

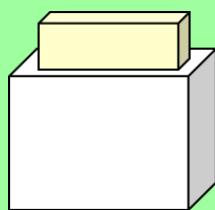
b. 重点規制（景観形成地区）

c. その他

1. 適用除外規定

2. 経過措置等

屋上

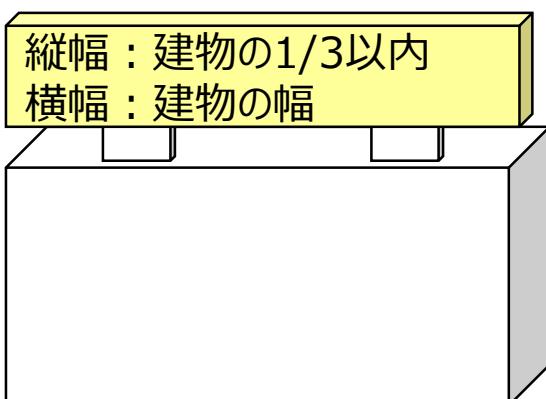


- ①第2種区域（府条例：一般制限区域相当）における**縦幅規制を強化し**、幹線沿道等での、極端に高い位置への掲出を抑制する。
- ②圧迫感を感じさせ、構造的にも不安定となることから、**外壁からの突出は認めない**。
- ③規制の実効性確保のため、**縦幅には、支柱等の高さを含む**ことを明示する。

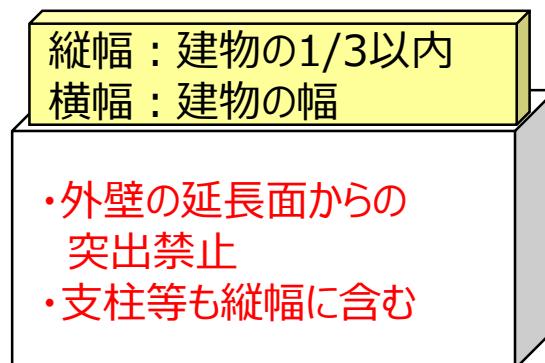
府条例

規制案

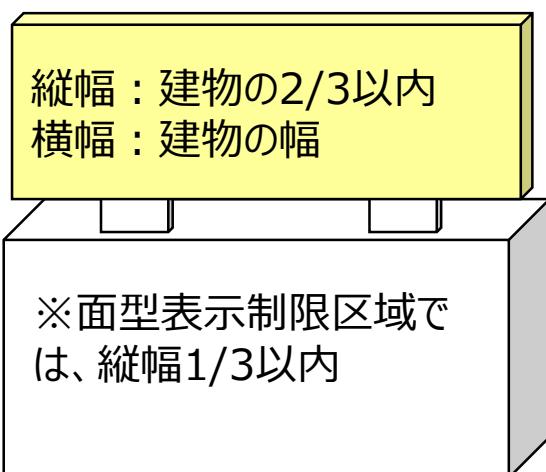
重点制限区域



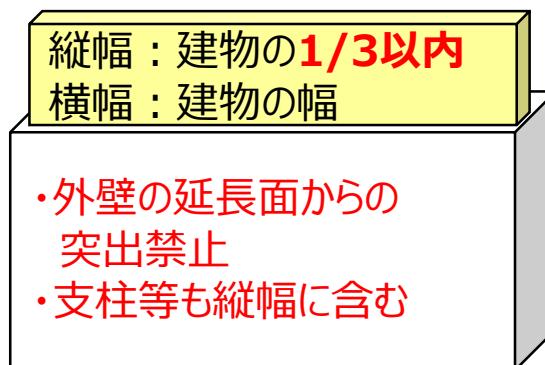
第1種



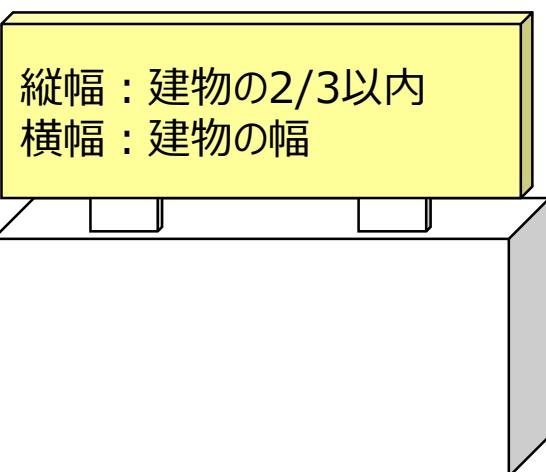
一般制限区域



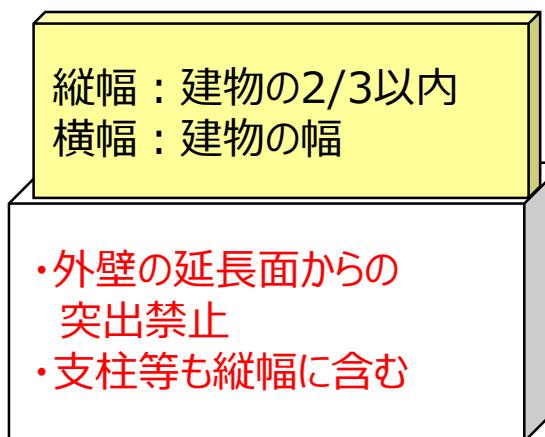
第2種



制限緩和区域



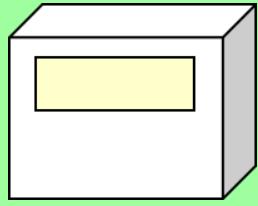
第3種



【判断要因】

- 主要幹線沿道（主に第2種区域に分類）では規模の大きな広告が道路際に集まっており、煩雑さを軽減する必要がある。
- 山並みや眺望に配慮した景観形成を行う必要がある。
- 府条例は広告物板面の縦幅に対する規制のみであり、支柱等を高くすることで逸脱可能となっており、極端に高さの異なる広告物の混在を防止する必要がある。
- 近年独自条例を制定した自治体では、半数程度の団体が、用途地域に基づいたエリア分けをし、段階的な規制を導入している。
- 近年独自条例を制定した自治体では、2/3程度の団体が、外壁の延長面からの広告物の突き出しを禁止している。

壁面



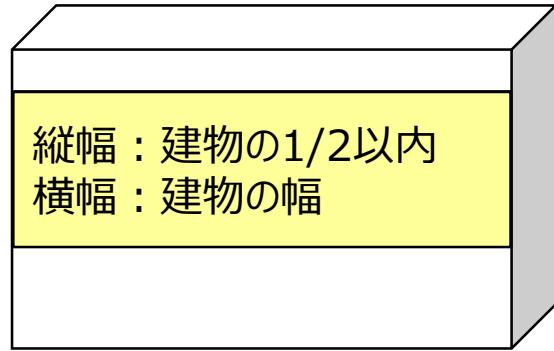
- ①建築物の色彩等の誘導を行う景観計画の取組と整合を図るため、**総量規制**（建物の立面に対する表示面積の割合規制）を導入し、建物の壁面全面への広告物掲出は認めない。
- ②第2種区域（府条例：一般制限区域相当）における**縦幅規制を強化**し、幹線沿道等での広告物規模をコントロールする。

府条例

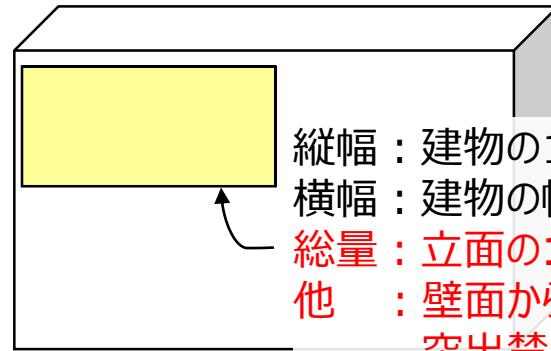
規制案

【判断要因】

重点制限区域

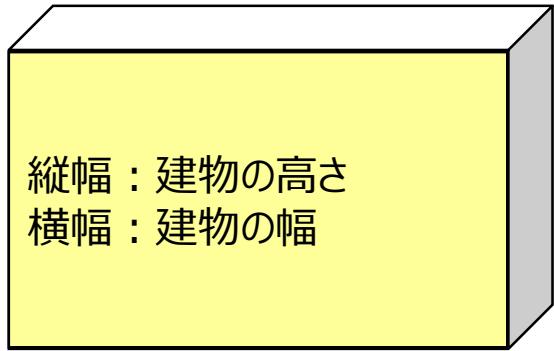


第1種

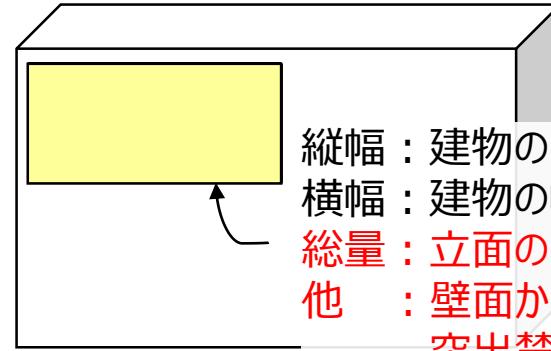


- 建物壁面の一定割合以下に広告物の掲出を抑えなければ、景観計画に基づく建物意匠の誘導を形骸化させるおそれがある。
- 広告物一基当たりの縦横の幅を規制しても、広告物が複数設置されると、結果として壁面全体に掲出されるおそれがある。
- 近年独自条例を制定した自治体では、2/3程度の団体が、用途地域に基づいたエリア分けをし、段階的な規制を導入している。
- 近年独自条例を制定した自治体では、約8割の団体で総量規制（取付壁面に対する「1壁面の表示面積の合計」の割合を規制）を導入している。

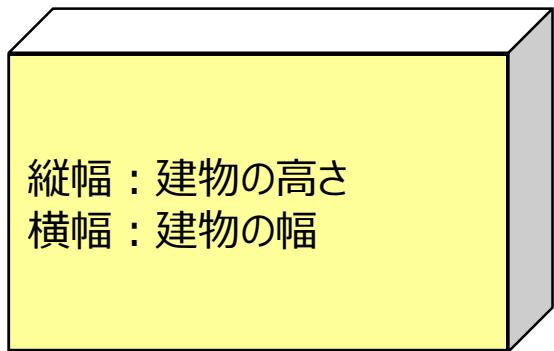
一般制限区域



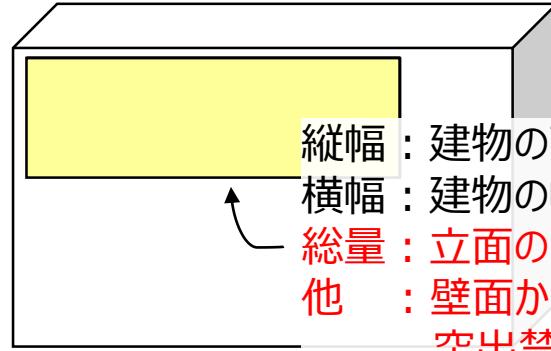
第2種



制限緩和区域



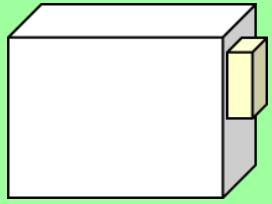
第3種



壁面全面に表示された広告物例



突出



道路占用許可基準を基本とした数値規制を導入する。

府条例

規制案

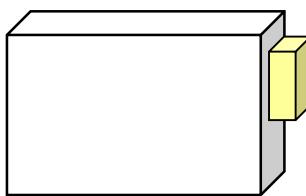
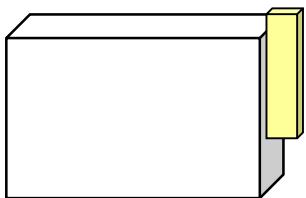
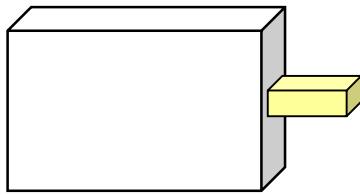
重点制限区域

一般制限区域

制限緩和区域

規制なし

《参考》掲出可能な例



第1種



突出：幅**1m以内**
位置：上端は建物屋上まで
下端4.7m以上(車道)
2.5m以上(歩道)

第2種



突出：幅**1m以内**
位置：上端は建物屋上まで
下端4.7m以上(車道)
2.5m以上(歩道)

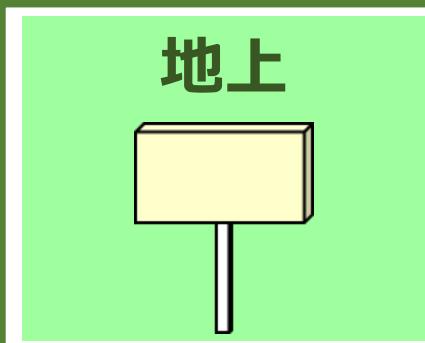
第3種



突出：幅**1m以内**
位置：上端は建物屋上まで
下端4.7m以上(車道)
2.5m以上(歩道)

【判断要因】

- 現状、突出広告物に対する自家用広告物の規制がないため、ルール整備が必要である。
- 道路占用許可基準に規定がある、道路面から突出広告物の最下端までの高さ等の数値基準について、現行条例上は許可基準が定められていないため、道路管理行政と屋外広告物行政の整合が図られていない。
- 近年独自条例を制定した自治体では、ほぼすべての団体が、「壁面から突出幅」や「地上から広告物の最下端までの高さ」等突出広告物独特の規制内容を定めている。



山並み景観、沿道景観保全等の観点から、自家用・非自家用共通のルールとして、**高さ及び総量規制（表示面積）を導入**する。

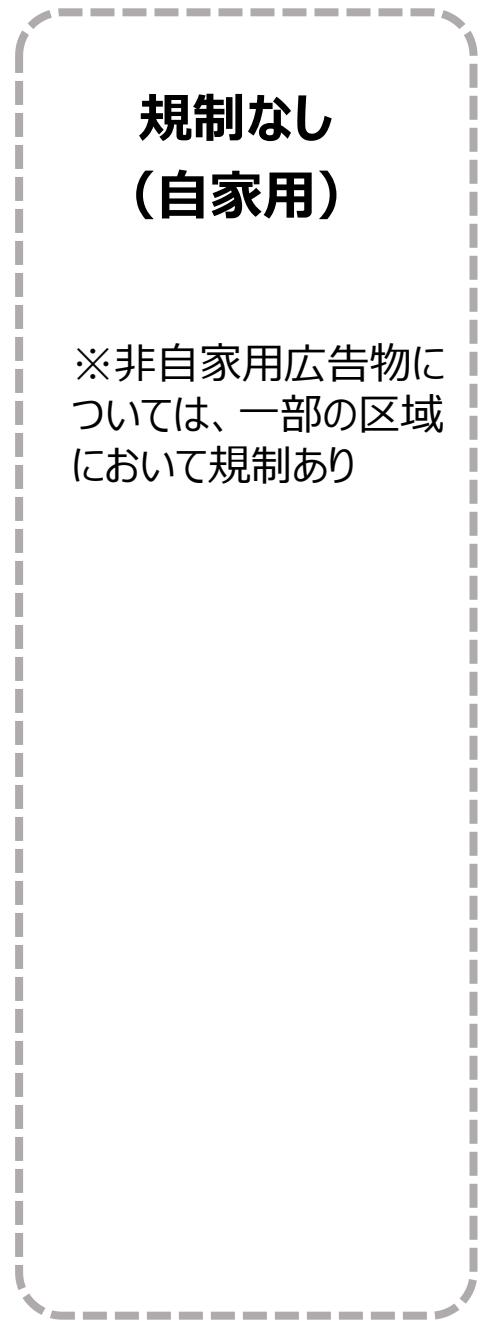
府条例

規制案

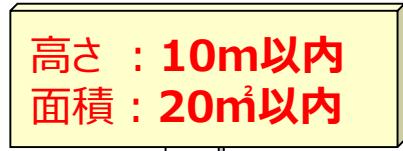
重点制限区域

一般制限区域

制限緩和区域



第1種



第2種



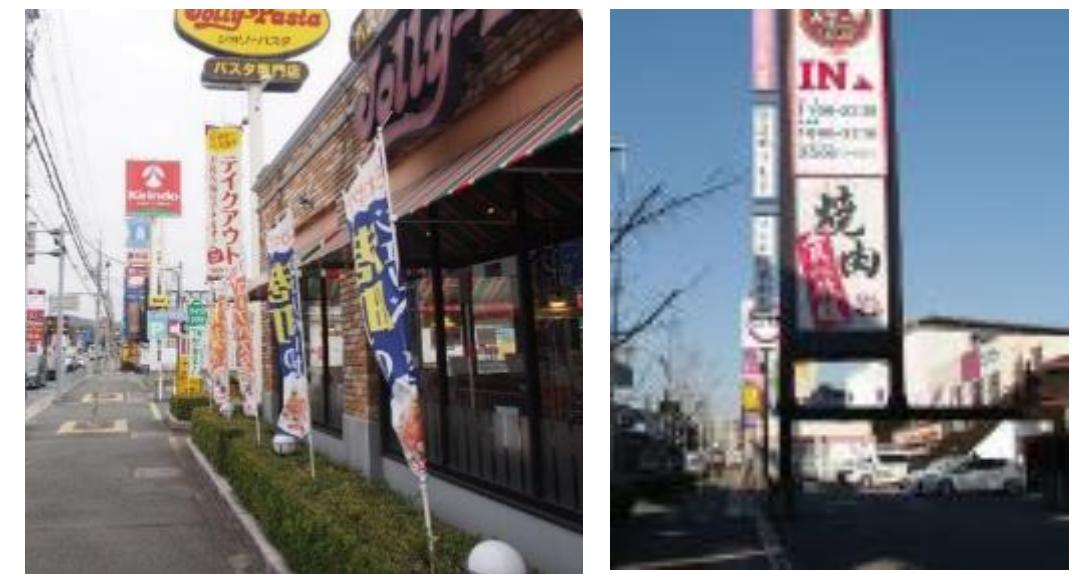
第3種



【判断要因】

- 現状、地上広告物に対する自家用広告物の規制がないため、過大な広告物が確認できる。
- 山間部においても、小～中規模の自家用広告物が確認できる。
- 近年独自条例を制定した自治体では、半数程度の団地で、用途地域に基づいたエリア分けをし、段階的な規制を導入している。

広告物の事例（幹線道路沿い）



※面積規制は片面ではなく、表示面（裏表含む）で算出する。

規制内容案の概要

a. ベース規制（市域全域）

1. 区域の整理・統合
2. 広告物種類別の規制内容

b. 重点規制（景観形成地区）

c. その他

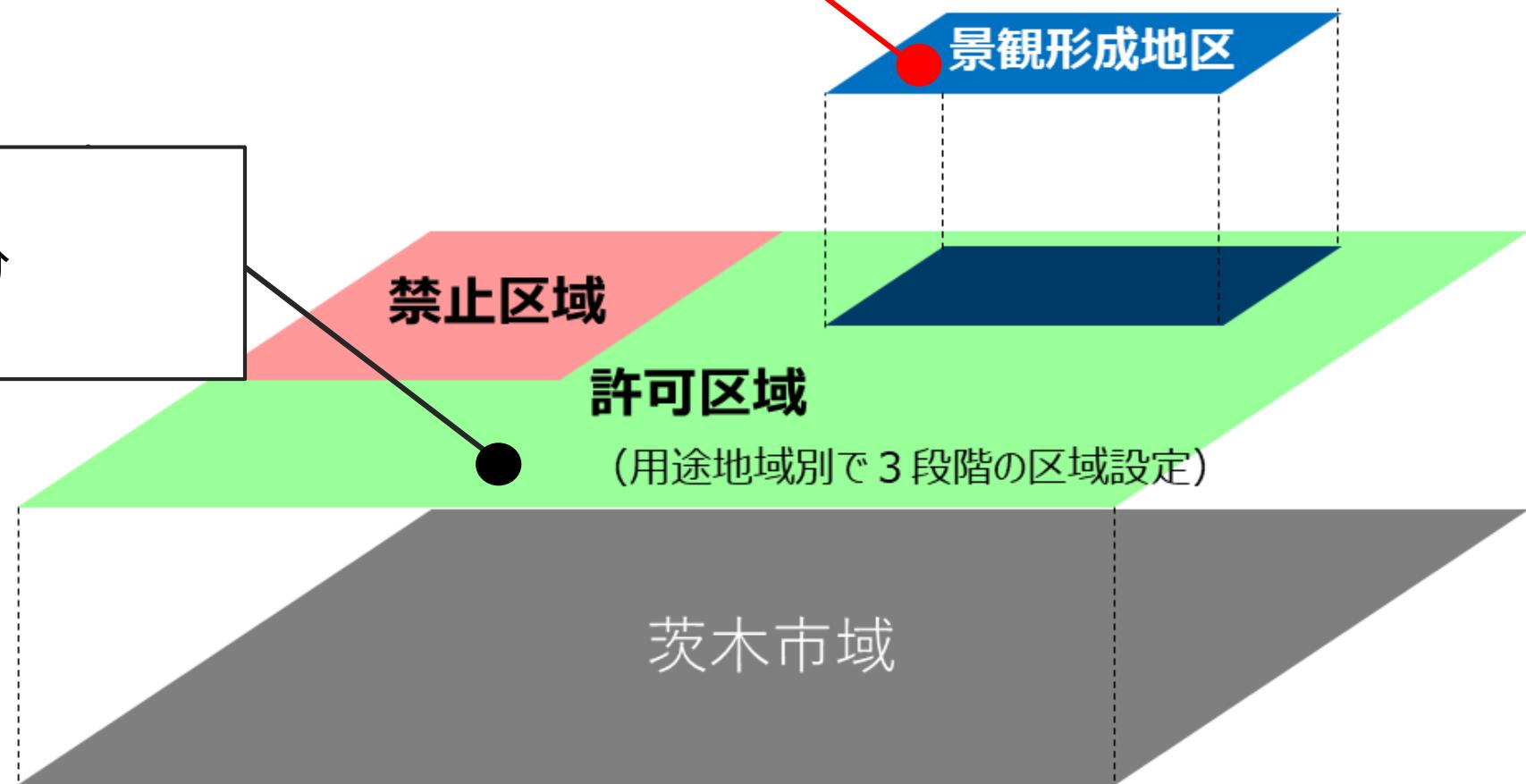
1. 適用除外規定
2. 経過措置等

景観計画上の重点地区である「**景観形成地区**」を、**屋外広告物規制上も重点的な規制を行う地区として位置づけ**、屋外広告物と市景観計画との両輪での良好な景観形成を図る。

<景観形成地区における重点規制のイメージ>

重点規制 (対象：景観形成地区)
景観形成地区内では、規制を上乗せ
I .規制内容の上乗せ (①共通の内容 ②地区特性を踏まえた内容)
II .手続きの上乗せ (事前協議制度の導入)

ベース規制 (対象：市域全域)
・市域を禁止区域と許可区域に区分
・許可区域では3段階の区域設定



<景観形成地区 一覧>



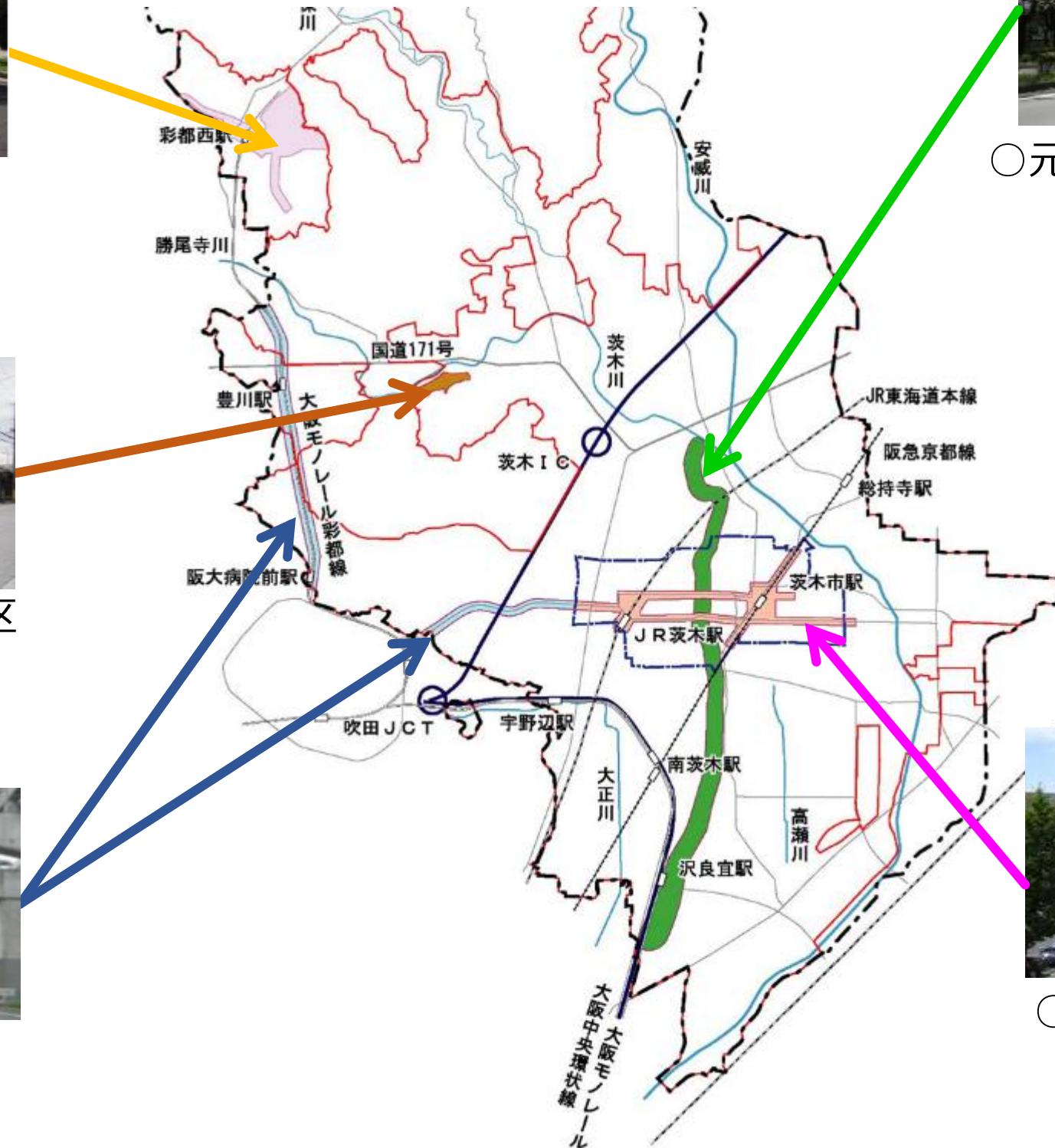
○彩都景観形成地区



○歴史的景観形成地区



○沿道景観形成地区



○元茨木川緑地景観形成地区



○にぎわい景観形成地区

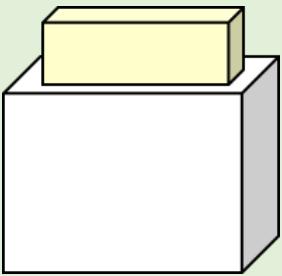
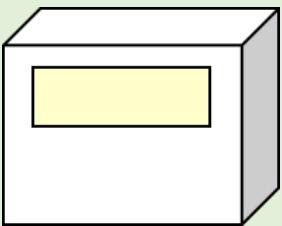
<各景観形成地区の概要>

区域名称		歴史的 景観形成地区	元茨木川緑地 景観形成地区	彩都 景観形成地区	沿道 景観形成地区	にぎわい 景観形成地区
		国道171号及び勝尾寺川の南側に位置する宿川原地内の範囲	元茨木川緑地及びその沿道道路より25mの範囲	モノレール彩都西駅周辺と、あさぎ大通り・やまぶき大通りより25mの範囲及びライフサイエンスパーク	道祖本摂津北線及び茨木箕面丘陵線、茨木駅千里丘陵線より25mの範囲	阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺と、それらをつなぐ主要道路より25mの範囲
景観形成 目 標		樁の本陣などの歴史的な趣を活かした市街地景観の形成	市民にうるおいと憩いの場を提供する緑地にふさわしい市街地景観	周辺の自然環境と調和し、個性的でうるおいや安らぎが感じられる市街地景観	心地よさ、楽しさが感じられる沿道景観	茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観
景観形成 基準等の 特 徴		歴史的な街並み景観との調和（建築物壁面を道路の境界線にあわせる等）	緑道に馴染む景観形成（こう配屋根、2階部分の外壁後退、開放的な敷地等）	山並み景観との調和（敷地の地表面の美しい仕上げ等）	沿道空間としての連続性、質の高い歩行者空間への配慮（敷地は、外構が連続するよう仕上げ等）	沿道の1階部分におけるアイレベル景観への配慮（1階部分の1mセットバック等）
色 彩	ベース カラー (彩度)	R、YR、Y : 3以下 他 : 2以下	R、YR、Y : 4以下 他 : 2以下		R、YR : 6以下 Y : 4以下 他 : 2以下	
	アクセント カラー	原則使用しない。			各立面の1/20以下とする。	
その他						東西軸の取組を推進中（※）

(※) 東西軸の取組成果の屋外広告物規制への反映については今後検討

I. 規制内容の上乗せ (地区共通の内容)

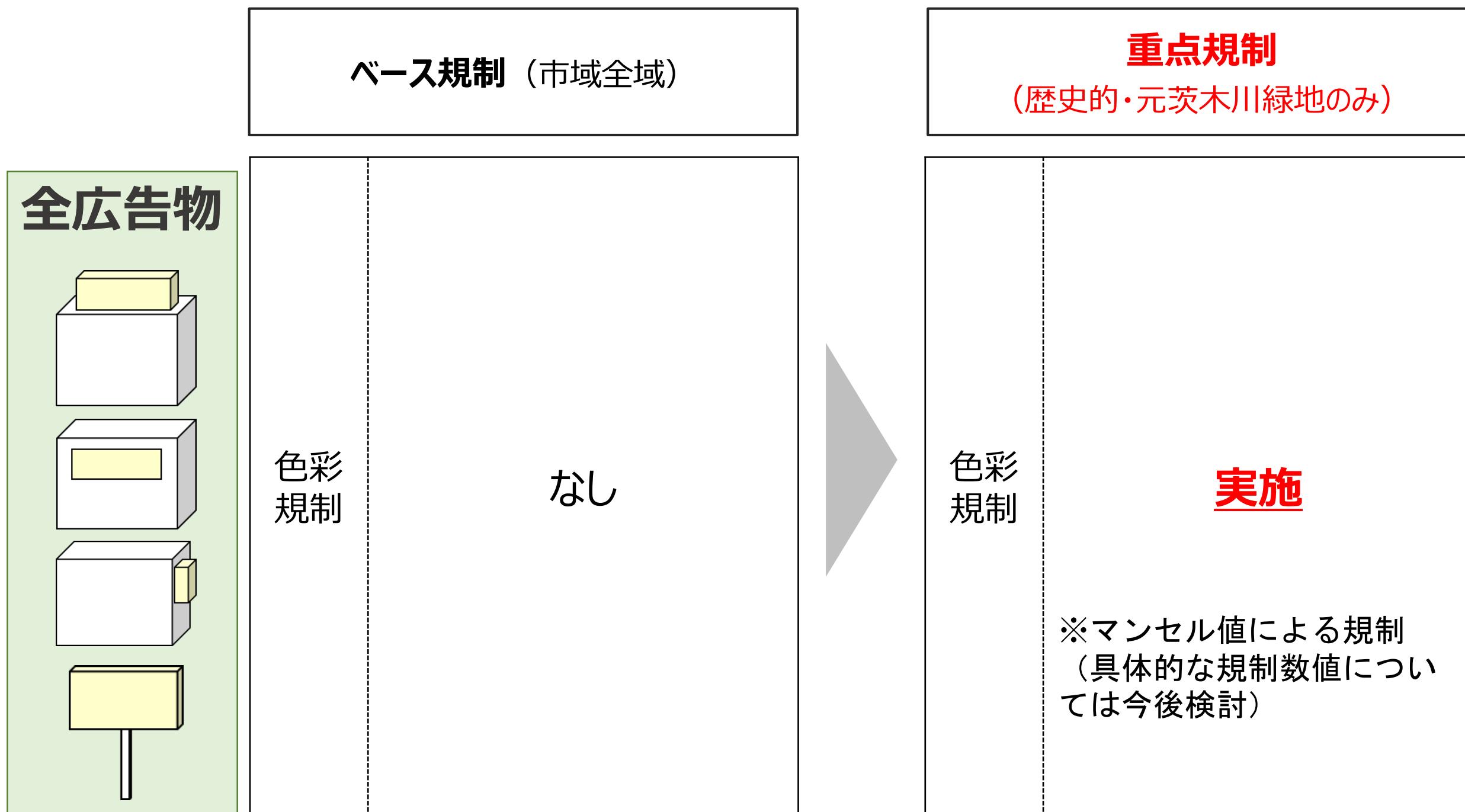
景観形成地区における取組経過等を踏まえ、周辺景観への影響が大きい屋上・壁面広告物について、**表示面積規制や総量規制の上乗せ**により、広告物の規模をよりきめ細かくコントロールする。

		ベース規制 (市域全域)	重点規制 (全ての景観形成地区)
屋上 	表示面積	なし	<u>1点30㎡以下</u>
	立面割合	なし	第1種：建物立面の1/5以内 第2種：建物立面の1/5以内 第3種：建物立面の1/5以内
壁面 	表示面積	なし	<u>1点30㎡以下</u>
	立面割合	第1種：建物立面の1/5以内 第2種：建物立面の1/5以内 第3種：建物立面の1/3以内	第1種：建物立面の1/5以内 第2種：建物立面の1/5以内 第3種：建物立面の1/3以内

※表示面積の規制数値である30㎡は、景観形成地区の前身である「(旧)都市景観整備地区」におけるガイドラインの数値、及び地区計画条例における屋外広告物の基準を参考に設定

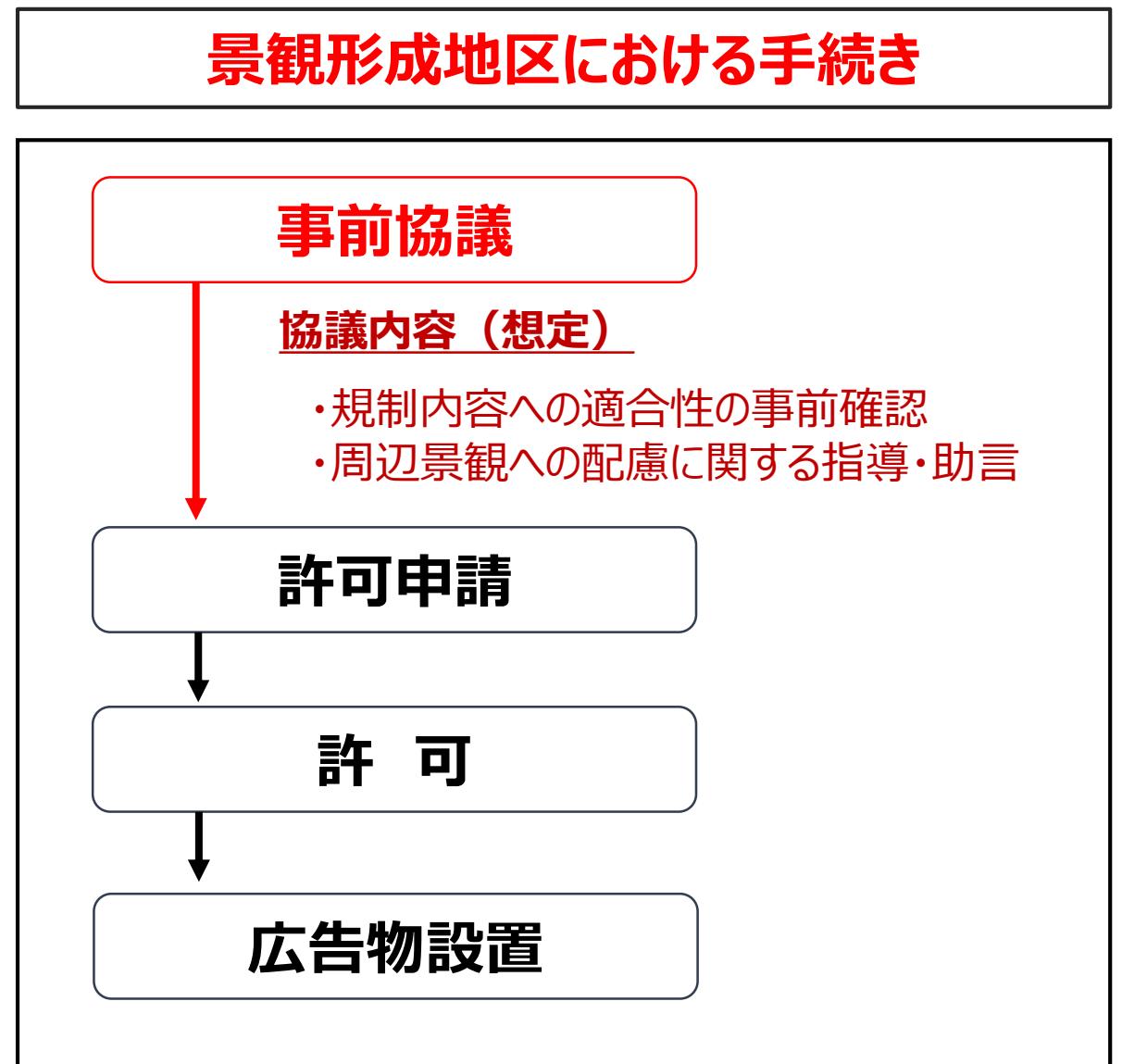
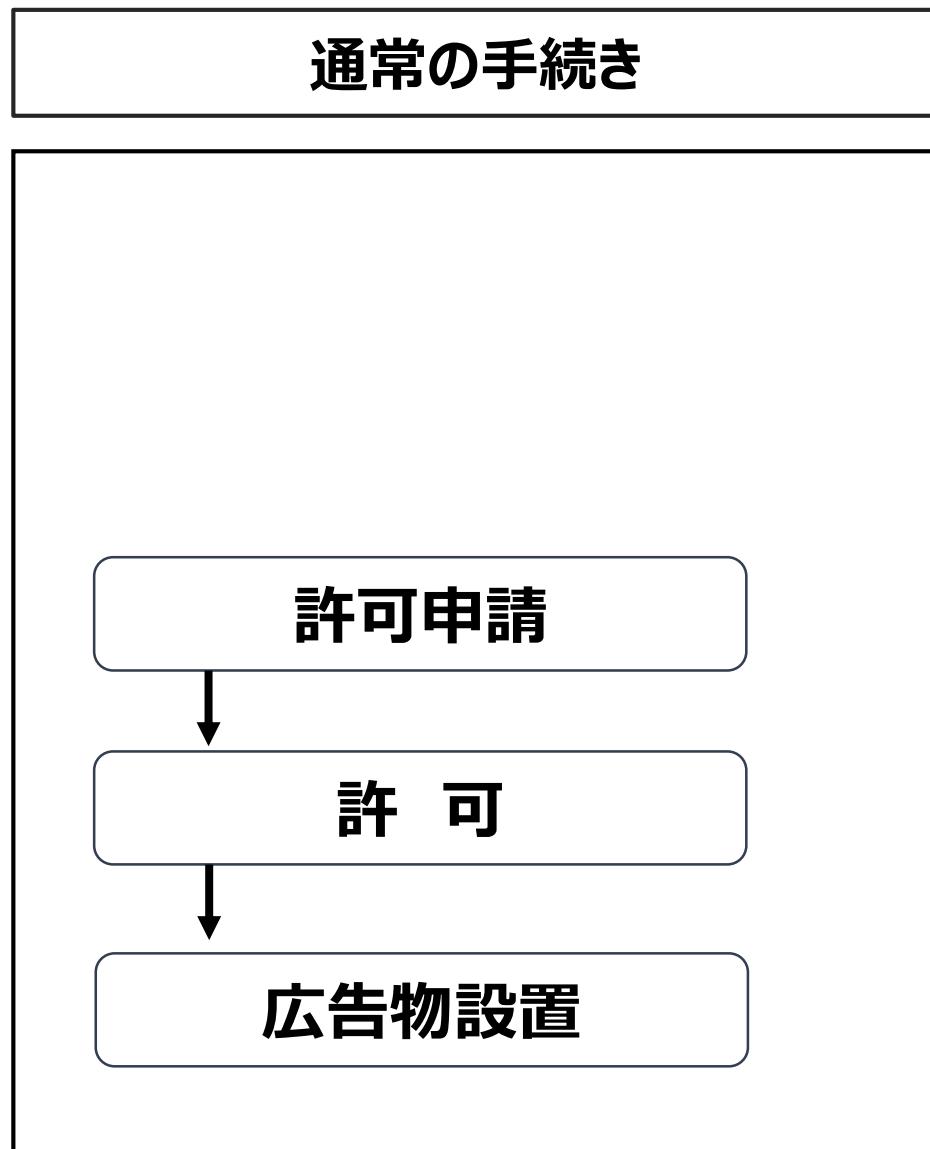
I. 規制内容の上乗せ (地区特性を踏まえた内容)

特に重点的な色の規制を加えている2地区 (歴史的・元茨木川緑地) において、**色彩規制を導入**し、景観計画による建築物・工作物の色彩誘導の取組と一体となった、良好な景観形成を推進する。



II. 手続きの上乗せ（事前協議制度の導入）

景観形成地区においては、許可申請に先立ち、許可要件の確認及び周辺景観への配慮に関する指導・助言について協議する「**事前協議制度**」を導入する。



※事前協議は、新規/変更許可の場合のみ
(継続の場合は不要)

規制内容案の概要

a. ベース規制（市域全域）

1. 区域の整理・統合
2. 広告物種類別の規制内容

b. 重点規制（景観形成地区）

c. その他

1. 適用除外規定
2. 経過措置等

1.適用除外規定 (社会生活を営む上で必要性が高く、規制の適用を除外する広告物等)

府条例の規定を継続することを基本に整理する。

<類型①>

(物件) 禁止物件にも表示可能 等

(区域) 禁止区域/禁止路線/許可区域に表示可能 ※許可不要

内 容 案	府条例からの 変 更 点
① 他の法令 の規定により表示・設置するもの	変更なし (継続)
② 道先案内図その他 公共上やむを得ないもの で、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの	
③ 自家用広告物 で、その表示面積が 7 m² を超えないもの	
④ 冠婚葬祭又は祭礼 のため一時的に表示するもの	
⑤ 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する 催物のためその会場の敷地内 に表示するもの	
⑥ <u>公職選挙法に基づく選挙運動のために表示するもの</u>	新規追加

《追加》⑥参政権の重要性等に鑑み、適用除外とする旨を明文化

※府条例においても、①の規定により適用除外

<類型②>

(物件) 適用除外なし (禁止物件にも表示不可)

(区域) 禁止区域/禁止路線/許可区域に表示可能 ※許可不要

内 容 案	府条例からの 変 更 点
⑥ 管理用広告物 (自己の管理する土地又は物件に当該土地等の必要に基づき表示するもので、7㎡以内かつ高さ5m以内のもの)	変更なし (継続)
⑦ 公益上必要な施設又は物件に 寄贈者名等を表示 するもの (0.5㎡以内・総面積の20分の一以内)	
⑧ ⑥⑦以外の 営利を目的としないもの (はり紙・はり札：縦1.2m、横0.8m以内、立て看板：縦2.0m、横1.5m以内)	広告旗を追加 <u>(縦2.0m、横0.5m)</u>
⑨ 人、動物、車両、船舶、航空機等の 移動するものに表示 するもの	変更なし (※)

(※) 府条例では、適用除外ではないが許可申請手続きを求めておらず、規制対象外

<その他>

その他、以下の府条例規定等を継承する予定

- ・公共団体、自治会等が地域における公共的な取組に要する費用に充てるために表示するもの
- ・教育文化施設、病院などの医療施設、保育所などの社会福祉施設に表示する自家用広告物
など

2.経過措置等（既存広告物への対応）

府条例下で適法に掲出されている広告物に対しては、一定の経過措置（猶予）を設けたうえで、新たな規制への適合を求める。

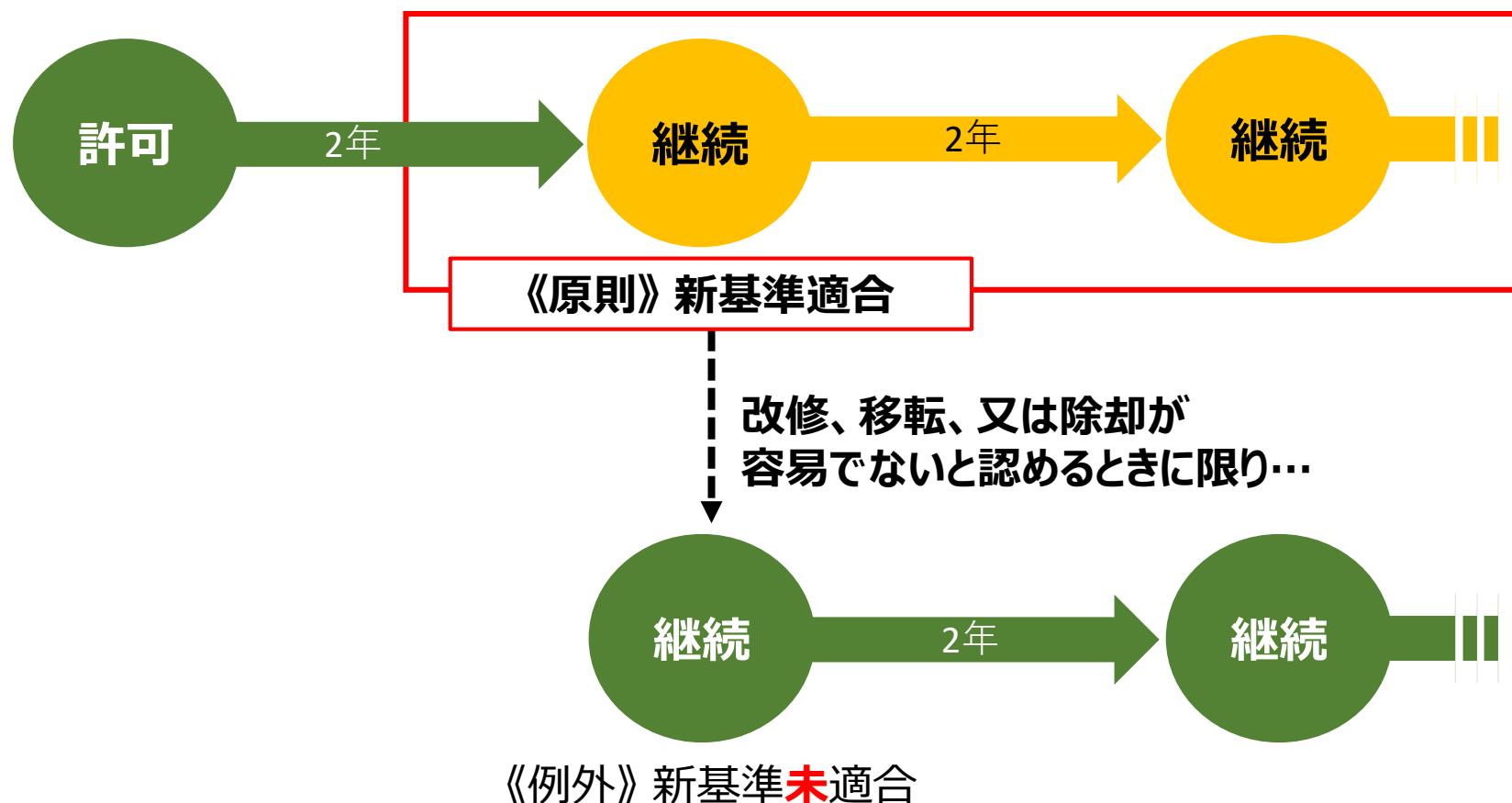
【原則】新基準移行後、はじめての継続申請時に、新基準への適合を求める。

【例外】当該広告物が、改修・移転・除却が容易でないと認めるときに限り、新基準に適合するものとみなし、継続許可を行う。

条例施行

府条例

新基準



助成制度について

以下の点を踏まえ、移行に伴う未適合物件への助成制度等は設けない方針

- ・適合物件に助成を行わないこととの公平性
- ・他団体トレンド（助成制度を実施されている例は非常に少ない）

(目次)

(1) 取組の背景と目的

- ①取組の背景
- ②取組の目的

(2) 令和3年度の取組内容

- ①規制誘導方針案の検討
- ②規制内容案の検討
 - a.ベース規制
 - b.重点規制
 - c.その他

(3) 今後の取組の方向性

実施スケジュール (全体)

令和3年度は、規制誘導方針案及び規制内容案を検討。令和4年度も引き続き検討を進めるとともに、屋外広告物ガイドライン等の検討にも着手。令和5年度に条例及びガイドライン策定を目指す。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組内容 スケジュール	現況調査 市内の屋外広告物掲出状況を調査 全体調査： 沿道に商業・業務施設等が複数立地する場所を抽出して調査 詳細調査： 中心市街地の東西軸において、沿道の建物等を網羅的に調査	規制誘導方針の検討 現況調査結果や景観審議会における意見、関係団体との意見交換等を踏まえて、府条例運用上の課題意識を明確化したうえで、本市における屋外広告物の規制誘導方針を検討 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> R3時点の誘導方針案 I 分かりやすさ、メリハリ II 景観計画との整合 </div>	規制誘導方針の検討	条例 景観計画 ガイドライン	条例等の施行（令和6年4月～予定）
		<div style="font-size: 2em; color: #76923c;">↓</div> 規制内容の検討、景観計画への反映検討	規制誘導方針の検討 屋外広告物ガイドラインの検討 規制内容の分かりやすい解説と、景観計画で求める「配慮」の具体的内容を例示・解説するものとして作成予定	パブコメ 周知	

令和4年度の実施内容 (予定)

規制誘導方針案及び規制内容案の継続検討、及び屋外広告物ガイドラインの作成等を進める。

令和4年度の到達目標

引き続き規制誘導方針案及び規制内容案、また景観計画への反映内容の検討を進めるとともに、屋外広告物ガイドラインの作成を行う。

～R3年度	春 (R4.4～6月)	夏 (R4.7～9月)	秋 (R4.10～12月)	冬 (R5.1～3月)
規制誘導方針等の検討			第1回 景観審議会	第2回 景観審議会
屋外広告物ガイドライン等の検討			議題 (予定) ①規制誘導方針及び規制内容の仮決定 ②景観計画、条例、屋外広告物ガイドラインの骨子	議題 (予定) 景観計画、条例、屋外広告物ガイドラインの各概要報告

屋外広告物ガイドラインの検討

規制内容のわかりやすい解説に加えて、景観計画で求める「配慮」の具体的内容を例示・解説するものとして作成予定

<参考 本市における規制誘導手法の使い分け（イメージ）>

対象	手法	本市における規制誘導手法 使い分けイメージ	内容		
			定量 (数値)	定性 (配慮)	
市域 全域	屋外広告物条例	良好な景観形成及び風致の維持（及び公衆危害の防止）のため、市内に掲出される屋外広告物全般に適用されるルールを定める。	○	-	
	景観計画	良好な景観形成を図るため、屋外広告物条例による数値規制に加えて、周辺景観への「配慮」を求めるスタンスを明示する。	-	○	
	屋外広告物 ガイドライン	条例解説編	条例の規制内容を分かりやすく解説する。	○	-
		ガイドライン編	景観計画で求める「配慮」の具体的内容を例示する。	-	○
特定の 地区	地区計画	大規模開発行為等に際して、事業者等の想いを出発点として、基本的な規制に加えて、よりきめ細かな規制（届出制度）を行う。	○	○	